

学習院父母会課外活動等助成金

1. 学習院父母会課外活動等優秀賞・奨励賞

- (1) 対象期間 原則として毎年1月1日から12月31日の間
(翌年1月1日から3月31日まで対象とする)
ただし、選考に間に合うように速やかに提出すること)
- (2) 表彰内容 広く社会においてその活動が高く評価されたこと
全国大会、関東大会、東京都大会等において優勝あるいはそれに準じた成績を収めたこと
- (3) 副賞 団体 50万円以内
個人 25万円以内
- (4) 選考方法 父母会内に選考委員会を設置して選考する
- (5) 申請方法 当該団体又は個人が所定の様式に 大会の要項 成績を証明するものを添えて各学校を経由して父母会に申請する
- (6) 申請締切 対象期間の翌年の1月中
- (7) 表彰時期 対象期間の翌年5月の父母会総会時(大学・女子大学)
対象期間の翌年3月の卒業式もしくは終業(修了)式(高等科以下)

2. 学習院父母会課外活動特別助成金

- (1) 対象期間 毎年4月1日から翌年3月31日の間
- (2) 対象内容 課外活動において、当該年度に特別な活動を実施する場合に助成する
- (イ) 創立周年記念事業について
創立周年記念事業として行う記念公演、記念催事、記念出版等について行う
- < 選考基準 >
- (1) 創立50周年記念事業に対する助成
助成金額 20万円以内
- (2) その他10年単位の創立周年記念事業(1の位が0の周年以外は認めない)に対する助成
助成金額 10万円以内

(3) 記念式典、懇親会に対して助成は行わない

(ロ) 海外派遣及び海外遠征について

課外活動団体に所属する学生等が、国・地域又は連盟等を代表して海外に派遣される又は遠征する場合、原則として以下の基準によりその費用(交通費、滞在費、保険料等)を助成する

ただし、費用のうち派遣団体・協会等が負担する分、国内での諸活動分については助成対象外

助成金の交付は個人・団体を問わず、年一回限りとする

(1) 派遣される地域が比較的近い場合(おおむねアジアなど)

個人に対しては 10 万円以内

団体に対しては 20 万円以内

(2) 派遣される地域が比較的遠い場合(おおむねアジア以遠)

個人に対しては 15 万円以内

団体に対しては 30 万円以内

(ハ) その他、緊急又は不時の理由により臨時の助成を必要とし、かつ、適当と認められる経費

(3) 選考方法 父母会内に選考委員会を設置して選考する

(4) 申請方法 当該団体又は個人が、所定の様式により計画書を添え、事前に各学校を経由して父母会に申請する

(5) 支給時期 申請のあった時から 2 ヶ月後を目途とする

受付は随時。ただし可能な限り事前(遠征なら遠征後ではなく遠征が決まった時点、周年事業なら事業後ではなく計画時点)に申請すること。

遠征等について特別助成を受け、その結果優秀な成績を収めた場合優秀賞並びに奨励賞にも申請することを妨げない。

3. 学習院父母会課外活動一般助成金

- | | |
|-------------|---|
| (1) 対 象 期 間 | 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間 |
| (2) 対 象 内 容 | 多年にわたって使用する機器備品、用具等
ボールなどその部活動に不可欠な消耗品も対象とする
上記の購入がその団体の負担能力を著しく超えると考えられる場合
定期公演費用についても一部助成することがある |
| (3) 助 成 金 額 | 予算の範囲内で適当と認められる金額 |
| (4) 選 考 方 法 | 父母会内に選考委員会を設置して選考する |
| (5) 申 請 方 法 | 各団体が所定の様式に見積書およびカタログの写しや写真等を添えて各学校を經由して父母会に申請する |
| (6) 申 請 締 切 | 毎年 5 月中旬 |
| (7) 支 給 時 期 | 毎年 6 月末日 |